

八 租税公課等

改 正 後	改 正 前
第 5 節 <u>租税公課等</u>	第 5 節 <u>租税公課</u>
(廃 止)	第 2 款 <u>罰料金</u>
(廃 止)	<p><u>(役員等に対する罰料金等)</u></p> <p><u>9 - 5 - 5 法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは料料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの)</u></p> <p><u>9 - 5 - 6 法第 55 条第 4 項第 1 号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はこれに準ずる者として政令で定める者が課する罰金又は料料に相当するものは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものをいう。</u></p> <p><u>(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は料料に相当するものに該当することに留意する。</u></p>
<u>第 2 款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等</u>	(新 設)
<u>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税)</u>	(新 設)
<u>9 - 5 - 5 令第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項(損金の額に算入されない外国源泉</u>	

税等)に規定する外国法人税には、その所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である内国法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税が含まれる。

(第二次納税義務により納付し又は納入した金額の返還を受けた場合の益金不算入)

9-5-6

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9-5-7

第5款 罰科金

(役員等に対する罰科金等)

9-5-8 法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは料料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする。

(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの)

9-5-9 法第55条第4項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はその地方公共団体が課する罰金又は料料に相当するものとは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。

(第二次納税義務により納付し又は納入した金額の返還を受けた場合の益金不算入)

9-5-7

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9-5-8

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続（刑事訴訟手続）を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの)</u></p> <p><u>9-5-10 法第55条第4項第3号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等(市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。)に基づいて納付を命ずるもの(同項第1号に掲げる罰金及び科料を除く。以下9-5-10において「外国課徴金」という。)をいう。</u></p> <p><u>(注) 欧州連合によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当する。</u></p>	(新 設)

九 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>10-6-2の2 ……………</p> <p>……………同法第3条第1項、第5条第1項又は<u>第18条第1項</u>……………</p> <p>……</p>	<p>(交換の対象となる耕作権の範囲)</p> <p>10-6-2の2 ……………</p> <p>……………同法第3条第1項、第5条第1項又は<u>第20条第1項</u>……………</p> <p>……</p>

十 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</u></p> <p><u>12-1-5 法人が2以上の特定資本関係法人(法第57条第5項(青色欠損金の繰越しに係る制限)に規定する「特定資本関係法人」をいう。以下12-1-5において同じ。)との間で当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合における同項の規定の適用上、同項に規定する特定資本関係の生じた日がいつであるかは、当該法人と各特定資本関係法人(当該法人との間において令第112条第9項において読み替えて準用する同条第7項(共同で事業を営むための適格合併等)に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。)との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。</u></p>

十一 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(第3号に掲げる場合に該当しない場合)</p> <p>12-3-5</p> <p>.....<u>第33条第4項</u>.....<u>第33条第6項</u>.....<u>第33条第7項</u>.....<u>第33条第4項</u>.....</p>	<p>(第3号に掲げる場合に該当しない場合)</p> <p>12-3-5</p> <p>.....<u>第33条第3項</u>.....<u>第33条第5項</u>.....<u>第33条第6項</u>.....<u>第33条第3項</u>.....</p>

十二 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(特定適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)</u></p> <p><u>12の2-2-5 法人が2以上の特定資本関係法人との間で当該法人を合併法人等とする法第62条の7第1項に規定する特定適格合併等を行った場合における同項の規定の適用上、同項に規定する特定資本関係の生じた日がいつであるかは、当該法人と各特定資本関係法人（当該法人との間において令第112条第9項《共同で事業を営むための適格合併等》において読み替えて準用する同条第7項に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。）との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。</u></p>

十三 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の3-2-3</p> <p>(注)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12の3-2-3</p> <p>(注)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 <u>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法</u></p>

律第 21 条第 10 項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

十四 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)	(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)
12 の 4-2-2	12 の 4-2-2
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(9)	(9)
(10)	(10)
	(11) <u>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律</u> (以下 12 の 4-2-2 において「震災特例法」という。) 第 21 条(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)
	(12) <u>震災特例法第 26 条の 6 (連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)</u>

十五 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(実費弁償による事務処理の受託等)</p> <p>15-1-28</p> <p>(注) <u>非営利型法人が1-1-11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。</u></p>	<p>(実費弁償による事務処理の受託等)</p> <p>15-1-28</p>

十六 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除)</p> <p>16-2-2</p> <p>.....<u>法第68条第1項(所得税額の控除)に規定する利子及び配当等を.....当該利子及び配当等(同項の利子等については当該事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに、同項の配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限る。).....</u></p>	<p>(未収利子又は未収配当等に対する所得税の控除)</p> <p>16-2-2</p> <p>.....<u>法第68条(所得税額の控除)に規定する利子及び配当等を.....</u> 当該利子及び配当等(利子等については、当該事業年度終了の日までにその利払期の到来しているものに限る。).....</p>

十七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>同条第12項</u>.....</p>	<p>(外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)</p> <p>16-3-1</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>同条第18項</u>.....</p>

第2款 外国法人税の控除

(源泉徴収の外国法人税等)

16-3-4
.....令第141条第2項第3号(外国法人税の範囲).....

(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)

16-3-7

(国外所得金額の計算における欠損金の繰越控除等の不適用)

16-3-10法第57条、第58条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)及び第64条の4(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)並びに措置法第59条の2(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)並びに第67条の12及び第67条の13(組合事業等による損失がある場合の課税の特例).....

第2款 外国法人税の直接控除

(源泉徴収の外国法人税等)

16-3-4
.....令第141条第2項第3号(外国法人税の範囲等).....

注) いわゆる源泉控除により配当等の額から控除される金額がある場合には、その控除後の金額が法第69条第8項(外国税額の間接控除)に規定する配当等の額となることに留意する。

(国外からの利子、配当等について送金が許可されない場合の外国税額の控除)

16-3-7

注) 国外の者から支払を受ける配当等の額につき本文の取扱いを適用する場合には、同条第8項(外国税額の間接控除)の規定(法第81条の15第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定を含む。)の適用年度もその配当等の額を収益として計上することとなる日の属する事業年度以後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)となることに留意する。

(国外所得金額の計算における欠損金の繰越控除等の不適用)

16-3-10法第57条及び第58条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)並びに措置法第67条の12及び第67条の13(組合事業等による損失がある場合の課税の特例).....

改 正 後	改 正 前
<p>(販売費、一般管理費等の配賦)</p> <p>16-3-12</p> <p>⑥1</p> <p>2 <u>当該事業年度に受けた配当等の収入金額のうち法第 23 条の 2 第 1 項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定の適用を受ける配当等(以下 16-3-13 までにおいて「外国子会社配当等」という。)の収入金額がある場合における外国子会社配当等に係る「国外業務に係る売上総利益の額」は、外国子会社配当等の収入金額から当該事業年度において同項の規定により益金の額に算入されない金額を控除した金額によることに留意する。</u></p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>16-3-13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥1</p> <p>2 <u>算式の「国外業務に係る資産」及び「国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等」に、外国子会社配当等に係る株式又は出資がある場合には、当該算式における当該株式又は出資に係る「国外業務に係る資産(……)の帳簿価額」及び「有価証券等(……)の当該事業年度中の平均残高」の計算は、当該株式又は出資の帳簿価額から当該帳簿価額に当該事業年度における外国子会社配当等の収入金額のうち法第 23 条の 2 第 1 項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定により益金の額に算入されない金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によ</u></p>	<p>(販売費、一般管理費等の配賦)</p> <p>16-3-12</p> <p>⑥1</p> <p>(負債利子の配賦)</p> <p>16-3-13</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥1</p>

る。

3

4

5

(評価損益等の配賦)

16-3-17

(1)

.....法第 33 条第 2 項及び第 3 項.....同条第 4 項.....

(2)

(3)

(4)

(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)

16-3-20

.....法第 26 条第 3 項.....法第 69 条第 8 項.....

...

(外国法人税を課さないことの意義)

16-3-21

.....令第 142 条の 3 第 3 項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)

(外国法人税額の高率負担部分の判定)

16-3-22令第 142 条の 3 第 1 項(外国税額控除の対象となら

2

3

4

(評価損益等の配賦)

16-3-17

(1)

.....法第 33 条第 2 項.....同条第 3 項.....

(2)

(3)

(4)

(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)

16-3-20

.....法第 26 条第 2 項.....法第 69 条第 10 項.....

...

(外国法人税を課さないことの意義)

16-3-21

.....令第 142 条の 3 第 3 項(控除対象外国法人税の額とされないもの)

(外国法人税額の高率負担部分の判定)

16-3-22令第 142 条の 3 第 1 項(控除対象外国法人税の額と

改 正 後	改 正 前
<p><u>ない外国法人税の額</u>) ……………</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 ……………</p> <p>……………令第 142 条の 3 第 1 項(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>)及び規則第 29 条第 1 項第 1 号(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等</u>) ……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額</u>) ……………</p> <p>規則第 29 条第 1 項第 1 号(<u>外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等</u>) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(外国法人税の額から控除されるもの)</p> <p>16-3-28 令第 142 条の 3 第 2 項(利子等に係る外国税額控除の対象とならな</p>	<p><u>されないもの</u>) ……………</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 ……………</p> <p>……………令第 142 条の 3 第 1 項(<u>控除対象外国法人税の額とされないもの</u>) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>控除対象外国法人税の額とされないもの</u>)及び規則第 29 条第 1 項第 1 号(<u>控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等</u>) ……………</p> <p>…</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国法人税の額のうち<u>控除対象外国法人税の額とされないもの</u>) ……………</p> <p>規則第 29 条第 1 項第 1 号(<u>控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等</u>) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(外国法人税の額から控除されるもの)</p> <p>16-3-28 令第 142 条の 3 第 2 項(利子等に係る控除対象外国法人税の額とさ</p>

い外国法人税の額) ……………

(事業の区分)

16-3-29 ……………令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号まで(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………

(注) ……………

(所得率等が変動した場合の取扱い)

16-3-30 ……………

(注) 1 ……………

2 ……………令第 142 条の 3 第 2 項(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) 又は第 155 条の 27 第 2 項(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………

(総収入金額)

16-3-31 ……………令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る外国税額控除の対象とならない外国法人税の額) ……………規則第 29 条第 1 項若しくは第 2 項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等) ……………

(棚卸資産の販売による収入金額)

16-3-34 規則第 29 条第 3 項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る売上総利益の額) ……………

(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)

16-3-35 規則第 29 条第 3 項かつこ書(外国税額控除の対象とならない外国法

れないもの) ……………

(事業の区分)

16-3-29 ……………令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号まで(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………

(注) ……………

(所得率等が変動した場合の取扱い)

16-3-30 ……………

(注) 1 ……………

2 ……………令第 142 条の 3 第 2 項(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの) 又は第 155 条の 27 第 2 項(利子等に係る個別控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………

(総収入金額)

16-3-31 ……………令第 142 条の 3 第 2 項第 1 号(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの) ……………規則第 29 条第 1 項若しくは第 2 項(控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る総収入金額等) ……………

(棚卸資産の販売による収入金額)

16-3-34 規則第 29 条第 3 項(控除対象外国法人税の額とされないものの計算に係る売上総利益の額) ……………

(棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額)

16-3-35 規則第 29 条第 3 項かつこ書(控除対象外国法人税の額とされないも

改 正 後	改 正 前
<p><u>人税の額の計算に係る売上総利益の額</u>) ……………</p> <p><u>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</u></p> <p>16-3-36 令第 142 条の 3 第 7 項第 3 号並びに第 8 項第 1 号及び第 2 号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する外国法人税の額には、<u>その所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である内国法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税の額が含まれる。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>のの計算に係る売上総利益の額</u>) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p><u>(配当等に含まれるもの)</u></p> <p>16-3-36 法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)の「<u>外国子会社から受ける剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u>」には、<u>会社法第 454 条第 5 項(中間配当)に規定する金銭の分配に類するもの(以下この節において「中間配当」という。)</u>及び法第 24 条(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされるもの(以下 16-3-44 において「<u>みなし配当</u>」という。)が含まれる。</p> <p><u>(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)</u></p> <p>16-3-37 令第 146 条第 1 項(外国子会社の要件)の配当等の額の支払義務が<u>確定する日以前 6 月以上継続しているかどうかの判定において、同項第 1 号の内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人が当該配当等の額の支払義務</u></p>

(廃止)

務が確定する日以前6月以上の期間(以下16-3-38において「株式保有期間」という。)継続して連結法人であったかどうかは問わないことに留意する。

(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)

16-3-38 内国法人(連結法人に限る。)に係る法第69条第8項(外国税額の間接控除)に規定する外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約によりその外国法人の同項に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額(その有する自己の株式又は出資を除く。)に係る保有割合が軽減されている相手国の外国法人である場合には、当該内国法人及び当該内国法人との間に連結完全支配関係を有する連結法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該内国法人が当該租税条約に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて有するときは、当該内国法人については同項の規定の適用があることに留意する。

(廃止)

(当該事業年度前の連結事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い)

16-3-39 内国法人が、当該事業年度前の各連結事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度のうちにおいて分割型分割を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度を含む。)において法第69条第8項又は第81条の15第8項(外国税額の間接控除等)に規定する外国子会社から受けたこれらの規定に規定する配当等の額がある場合には、当該外国子会社の当該配当等の額に係る事業年度の所得に対して外国法人税が課された日において当該内国法人が当該外国子会社の発行済株式又は出資の総数又は総額(その有する自己の株式又は出資を除く。)の25%以上を保有していないときであっても、当該事業年度において法第69条第8項の規定の適用が

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>あることに留意する。</u></p> <p><u>(本店所在地国以外の国又は地域で課された外国法人税)</u></p> <p><u>16-3-40 法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)の「外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額」には、同項に規定する外国子会社（以下 16-3-41 までにおいて「外国子会社」という。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下 16-3-40 において「本店所在地国」という。）において課された外国法人税の額のほか、当該本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額（以下 16-3-40 において「本店所在地国以外の国の外国法人税の額」という。）が含まれる。この場合において、当該外国子会社が当該本店所在地国における外国法人税の課税上、当該本店所在地国以外の国の外国法人税の額につき同条の規定に類する制度に基づいて税額控除の適用を受けているときは、その控除後の税額が当該本店所在地国において課された外国法人税の額となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本文の「本店所在地国以外の国の外国法人税の額」には、当該外国子会社が納付する我が国の法人税、所得税、道府県民税及び市町村民税（都民税を含み、均等割に係るものを除く。）の額が含まれるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(配当等を受けることとなる日)</u></p> <p><u>16-3-41 法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)の規定は、外国子会社から配当等を受けることとなる日の属する事業年度以後の事業年度において適用があるのであるが、この場合の配当等を受けることとなる日は、2-1-27 又は 2-1-28(剰余金の配当等の帰属の時期等)により当該配当等の額を収益として計上することとなる日による。ただし、内国法人が、外国子会社から中間配当を受けた場合には、当該中間配当を受けた日の属する事業年度においては</u></p>

当該中間配当の額につき同項の規定を適用しないで、当該中間配当の額に係る外国子会社の事業年度の所得からされる剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配（中間配当を除く。以下16-3-49までにおいて「確定配当」という。）を受けることとなる日の属する事業年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額を同項又は法第81条の15第8項（連結事業年度における外国税額の間接控除）に規定する配当等の額とし、かつ、当該中間配当に係る外国源泉税の額（令第147条第1項第1号ロ（外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等）に規定する外国源泉税の額をいう。以下16-3-41において同じ。）と当該確定配当に係る外国源泉税の額との合計額を法第69条第8項又は第81条の15第8項に規定する配当等の額に係る外国源泉税の額としてこれらの規定の適用を受けることとしているときは、これを認める。

① 本文ただし書による場合においても、当該中間配当の額は、その受けることとなる日の属する事業年度において生じた国外源泉所得として第69条第1項に規定する控除限度額の計算に含めることに留意する。

② 本文ただし書の取扱いは、当該中間配当を受けた日の属する事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該中間配当の額につき法第81条の15第8項の規定を適用しなかった場合も、同様とする。

（廃 止）

（中間配当があった場合の基準事業年度）

16-3-42 内国法人が当該事業年度において法第69条第8項（外国税額の間接控除）に規定する外国子会社から受ける中間配当の額につき同項の規定の適用を受ける場合又は当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において同項又は法第81条の15第8

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>項《連結事業年度における外国税額の間接控除》に規定する外国子会社から受けた中間配当の額につき法第69条第8項又は第81条の15第8項の規定の適用を受け、かつ、当該事業年度においてその中間配当の額に係る当該外国子会社の事業年度の所得からされた確定配当の額につき法第69条第8項の規定の適用を受ける場合における令第147条《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の規定の適用については、次のことは次による。</u></p> <p>(1) <u>中間配当については、当該中間配当の額の計算の基礎となった期間を同条第2項第1号イに規定する基準事業年度（以下この節において「基準事業年度」という。）とし、当該期間について予定納付等をした外国法人税の額を同条第1項第1号に規定する配当等の額に係る事業年度の外国法人税の額とする。</u></p> <p>(2) <u>確定配当については、当該確定配当の額と当該中間配当の額との合計額につき当該合計額の計算の基礎となった期間を当該合計額に係る基準事業年度として同条第3項《配当等の額に係る事業年度に2以上の外国法人税が課された場合等の調整》の規定を適用する。</u></p> <p><u>《配当等に充てることができる部分の金額》</u></p> <p><u>16-3-43 令第147条第2項第1号イ《外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等》の「配当等の額に充てることができる部分の金額」とは、同項第4号の規定により計算した配当等の額に係る事業年度の所得の金額から次に掲げるような金額を控除した金額をいう。</u></p> <p>(1) <u>当該所得の金額に対して課される外国法人税の額</u></p> <p>(2) <u>同項第3号に規定する優先配当の額</u></p> <p>(3) <u>損金の額に算入されない租税公課の額で外国法人税以外のもの、損金の額に算入されない役員給与の額その他当該所得の金額から社外に流出する金額</u></p>

(配当等の額を除く。)

(4) 当該外国子会社に係る関係会社等の所得の全部又は一部が当該外国子会社の所得であるものとみなされたことにより当該所得の金額が増加した場合におけるその増加した部分の金額

(廃 止)

(みなし配当に係る基準事業年度)

16-3-44 内国法人が法第 69 条第 8 項(外国税額の間接控除)に規定する外国子会社(以下 16-3-57 までにおいて「外国子会社」という。)からみなし配当を受けた場合における当該みなし配当の額に係る基準事業年度は、当該外国子会社の当該みなし配当の額に係る 2-1-27 の(4)(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める日の属する事業年度の直前の事業年度とする。

(廃 止)

(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

16-3-45 令第 147 条第 1 項(外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する当該事業年度の所得の金額を計算する場合における同条第 2 項第 4 号の規定の適用については、次のことは次による。

(1) 同号の「外国子会社が当該配当等の額を算出する基礎として計算した所得の金額」は、当該外国子会社はその決算において計上した利益の額(当該利益の額の計算上費用として控除した法人税に相当する税の額がある場合には、当該税の額に相当する金額を加算した金額とする。)とする。

(2) 同号の「本店所在地国の外国法人税に関する法令により計算される当該事業年度の所得の金額」は、当該所得の金額の計算上法第 57 条、第 58 条及び第 59 条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)の規定に類する制度により損金の額に算入された欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額を加算した金額とする。

(3) 同号イ及び(1)の「法人税に相当する税」には、外国法人税のほか、外国法

改 正 後	改 正 前
	<p><u>人税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税が含まれる。</u></p> <p><u>(4) 同号口の「外国法人税を課さないこととされた所得」には、非課税所得のほか、益金の額に算入されないこととされた配当等の額が含まれる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p><u>(間接控除における外国孫会社の判定)</u></p> <p><u>16-3-46 内国法人（連結法人に限る。）が法第69条第8項（外国税額の間接控除）の規定を適用する場合において、外国法人が外国子会社に該当するかどうかの株式保有割合の判定は、当該内国法人及び当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人が保有する当該外国法人の株式又は出資を合計した数又は金額（以下16-3-46において「株式等の合計数」という。）が、当該外国法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下16-3-46において「発行済株式等」という。）の25%以上であるかどうかにより行うのであるが、外国法人が同条第11項（外国孫会社に係る外国税額の間接控除）に規定する外国孫会社に該当するかどうかの判定は、当該内国法人及び当該連結法人が一の外国子会社を通じて間接に保有する当該外国法人の株式等の合計数が、当該外国法人の発行済株式等の25%以上であるかどうかにより行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>(外国孫会社の外国法人税の額)</u></p> <p><u>16-3-47 16-3-40は、法第69条第11項（外国孫会社に係る外国税額の間接控除）の「外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額」の取扱いについて準用する。</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	
(廃 止)	

(廃 止)

(外国孫会社から配当等の額を受ける日)

16-3-48 令第 150 条の 3 第 6 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する「配当等の額を受ける日」とは、外国子会社が内国法人であるとした場合に 2-1-27 又は 2-1-28(剰余金の配当等の帰属の時期等)により当該配当等の額を収益として計上することとなる日による。

(廃 止)

(中間配当があった場合の外国孫会社の基準事業年度等)

16-3-49 16-3-42 は、外国子会社が外国孫会社(法第 69 条第 11 項(外国孫会社に係る外国税額の間接控除)に規定する外国孫会社をいう。以下この節において同じ。)から中間配当の額と当該中間配当の額に係る当該外国孫会社の事業年度の所得からされた確定配当の額とを受けの場合における令第 150 条の 3 第 3 項及び第 4 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される令第 147 条第 2 項(外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定の適用について準用する。

(廃 止)

(外国孫会社の配当等に充てることができる部分の金額)

16-3-50 16-3-43 は、令第 150 条の 3 第 4 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される令第 147 条第 2 項第 1 号イ(外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の「配当等の額に充てることができる部分の金額」の取扱いについて準用する。

(廃 止)

(外国孫会社のみなし配当に係る基準事業年度)

16-3-51 外国子会社が外国孫会社からみなし配当(令第 150 条の 3 第 2 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものをいう。以下 16-3

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>51</u>において同じ。)を受けた場合における当該みなし配当の額に係る基準事業年度は、当該外国孫会社の当該みなし配当の額に係る2-1-27の(4)のイ、ロ又はハ(剰余金の配当等の帰属の時期)に定める日の属する事業年度の直前の事業年度とする。</p> <p><u>(外国孫会社の配当等の額に係る事業年度の所得の金額)</u></p> <p><u>16-3-52</u> <u>16-3-45</u>は、令第150条の3第3項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)に規定する当該事業年度の所得の金額を計算する場合における同条第4項の規定により読み替えて準用される令第147条第2項第4号(外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定の適用について準用する。</p>
<u>第3款</u> その他	<u>第5款</u> その他
(外国法人税の換算)	(外国法人税の換算)
<u>16-3-37</u>	<u>16-3-53</u>
..... <u>16-3-37</u> <u>16-3-53</u>
(1)	(1)
イ	イ
ロ	ロ
..... <u>16-3-37</u> <u>16-3-53</u>
(2)	(2)
(3)	(3)
	(4) <u>外国子会社の配当等の額に係る事業年度の所得に対して課される外国法人税のうち当該外国子会社に係る内国法人が納付したとみなされるもの</u> 次の

(4)
.....(1)から(3)まで.....

(廃 止)

区分に応じ、それぞれ次に掲げる為替相場

イ 外国子会社からの配当等を受ける日の属する当該内国法人の事業年度終了の日までに当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、当該配当等の額の換算に適用する為替相場

ロ 同日後に当該外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち当該内国法人が納付したとみなされる部分の金額については、その課された日の属する当該内国法人の事業年度終了の日の13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)に定める電信売買相場の仲値(以下16-3-55において同じ。)。ただし、継続適用を条件として、イの為替相場によることができる。

(注) 外国子会社に対して課された外国法人税の額のうち内国法人が納付したとみなされる部分の金額の計算は、当該外国子会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとする。

(5)
.....(1)から(4)まで.....

(外国孫会社の外国法人税の換算)

16-3-54 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国孫会社の所得に対して課された外国法人税の額のうち法第69条第11項(外国孫会社に係る外国税額の間接控除)の規定により当該外国子会社の所得に対して課されたものとみなされる外国法人税(以下16-3-56までにおいて「外国孫会社に係る外国法人税」という。)の額については、当該外国子会社が当該外国孫会社から受けた同項に規定する配当等の額の換算に適用した当該外国子会社の本店所在地国の外国為替の売買相場により換算した当該外国子会社の本店所在地国の外貨換算額による。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>(注) 1 「外国孫会社に係る外国法人税の額」の計算は、当該外国孫会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとする。</u></p> <p><u>2 外国子会社に対して課された外国法人税（外国孫会社に係る外国法人税を含む。）の額のうち当該外国子会社に係る内国法人が納付したとみなされる部分の金額の計算及び円換算は、16-3-53の(4)により行うものとする。</u></p> <p><u>(外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算)</u></p> <p><u>16-3-55 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税の額につき法第69条第8項(外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第9項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度後の事業年度又は法第81条の15第8項(連結事業年度における外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第9項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた連結事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第150条の2(外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用がある場合には、同条第1項の規定による減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算は当該外国子会社とその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算された金額の円換算は、その減額があった日の電信売買相場の仲値によるものとする。</u></p> <p><u>(注) 内国法人が納付した外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第150条(外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用を受ける場合におけるその減額に係る還付金の額の円換算は、13の2-1-2(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)等に定めるところによるのであるから留意す</u></p>

(廃止)

(国外所得金額等の計算の明細書の添付)

16-3-38

る。

(外国孫会社の外国法人税が減額された場合の換算)

16-3-56 外国子会社の本店所在地国の通貨と外国孫会社の本店所在地国の通貨とが異なる場合において、当該外国子会社に係る内国法人が法第 69 条第 11 項(外国孫会社に係る外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度において当該外国孫会社の外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 150 条の 3 第 7 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて適用される令第 150 条の 2(外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例)の規定の適用があるときにおける減額後の外国孫会社に係る外国法人税の額については、16-3-54 の本文の取扱いを準用する。

(注) 内国法人が外国子会社から受けた配当等の額に係る当該外国子会社の外国法人税(外国孫会社に係る外国法人税を含む。)の額につき法第 69 条第 11 項の規定の適用(同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた事業年度後の事業年度又は法第 81 条の 15 第 11 項(連結法人の外国孫会社に係る外国税額の間接控除)の規定の適用(同条第 12 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)を受けた連結事業年度後の事業年度において当該外国法人税の額が減額されたため、これにつき令第 150 条の 3 第 7 項の規定により読み替えて適用される令第 150 条の 2 の規定の適用がある場合には、同条第 1 項の規定による減額控除対象外国法人税額とみなされる金額の計算及び円換算は、16-3-55 により行うものとする。

(国外所得金額等の計算の明細書の添付)

16-3-57

令第 147 条第 2 項第 4 号(外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p><u>16-3-39</u> 規則第 29 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 2 項第 1 号……………</p>	<p><u>等</u> (令第 150 条の 3 第 4 項(外国孫会社の配当等に係る外国法人税額の計算等)の規定により読み替えて準用される場合を含む。)に規定する外国子会社の所得の金額の計算の明細についても、同様とする。</p> <p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p><u>16-3-58</u> 規則第 29 条の 3 第 12 号及び第 14 号……………</p>

十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の法人税法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号)、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 105 号)及び法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成 21 年財務省令第 18 号)をいう。)による改正前の法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の法人税法、法人税法施行令及び法人税法施行規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の法人税基本通達の取扱いの例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…特例民法法人が一般社団法人等に移行した場合における非営利型法人の要件判定)</u></p> <p><u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 40 条第 1 項(社団法人及び財団法人の存続)の規定により一般社団法人又は</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

一般財団法人として存続するものうち、同法第121条第1項(認定に関する規定の準用)により読み替えて準用する同法第106条第1項(移行の登記)の登記をしていないもの(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第10条第1項(公益法人等の範囲に関する経過措置)に規定する認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。)が、行政庁の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人(以下経過的取扱い(2)において「一般社団法人等」という。)への移行をした場合において、当該一般社団法人等がその移行の日を含む期間について15-1-28の取扱いによる実費弁償の確認を受けたことにより収益事業としないものとされた業務があるときには、当該業務は当該一般社団法人等の収益事業に該当しないものとして令第3条第2項第3号(非営利型法人の範囲)の要件に該当するかどうかの判定を行うこととする。